

顯朝卿記 宝治元年十一月八、九日(首欠)

当部に蔵する『顯朝卿記』一卷(伏 四七一)は、鎌倉期写本で伏見宮旧蔵のものである。当部でさきに刊行した圖書寮叢刊『御産部類記』上下(昭和五十六、七年)は、鎌倉期写本十九卷『御産部類記』(伏 六二七)伏見宮旧蔵を中心としたもので、これに関連するものとして『顯朝臣記』(佚書)の書名があげられている。所収年次、書写年次、旧蔵所などから見て、本書の内容に関心が持たれると思われるので、ここに紹介することとした。

記者顯朝は、葉室氏、宗房男で、宝治二年(一二四八)任参議、文永三年(一二六六)九月二十日に薨じた。年五十五歳、極官位は正二位權大納言、父と共に姉小路と号した。その日記は『顯朝卿記』『權大納言藤原顯朝卿記』『顯朝朝臣記』『頭弁顯朝朝臣記』などと呼ばれている。本書の記文のほかに、寛元四年三月十一日後深草天皇即位記、宝治二年正月十七日後嵯峨院和歌御会始記が知られているが、いずれも江戸期写本である。

本書の記文は、宝治元年十一月八日の首部以前を欠き、翌九日におよ

ぶわずか二日間のものである。内容は、これより先、宝治元年十月九日に誕生された後嵯峨院の皇女綜子内親王(母中宮藤原姞子)の侍始および五十日儀雜事定を中心としている。顯朝はこの時、正四位下、藏人頭、左中弁、中宮亮、修理左宮城使の官位にあり、十一月一日、綜子内親王の親王宣下にとまって同家政所の別当を命ぜられている。

綜子内親王の侍始は、宝治元年十一月八日夜、中宮姞子の御所今出川殿で行われた。後嵯峨上皇の御幸があり、参列の公卿は、摂政藤原兼経、左大臣藤原兼平、右大臣藤原忠家、權大納言藤原隆親、同藤原公基(内親王家勅別当)、權中納言藤原公親(中宮大夫)、同藤原実藤(左衛門督)、同藤原公光、参議藤原資季(侍従)、同藤原経光(左大弁)、同藤原定嗣(大藏卿)、同源通行(左中将)等である。侍始の奉行は本書の記者顯朝である。侍始に続いて後嵯峨上皇の殿上で、綜子内親王の五十日儀雜事定が行われた。左衛門權佐藤原経俊(家司)が奉行である。院司の公卿、藤原隆親、藤原公光、藤原経光、藤原定嗣などが列席している。この八日の行事は、別に藤原経俊の日記『吉黄記』があり、本書

欠部の様子を推測することが出来る。これによれば、顯朝が侍始の行事であり、左右両大臣の遅参が知られる。上皇が寢殿南面に出御し、勅別当藤原公基に侍の名簿を下賜し、顯朝が呼ばれ、侍始の儀式がはじめられる。公卿着座、一献、二献と続き、右大臣参入、汁物を据えて三献に移る。顯朝の記文はこゝから以降が現存し、侍始の行事は経俊のそれよりも詳細である。たゞ、後半の五十日儀雜事定は経俊奉行のこともあって、こちらは経俊の記文の方が詳細である。九日の記文は関白兼経の内覧、前関白実氏の奏聞と勅旨の伝達を記している。

書誌。卷子一卷。表紙、軸共当部後補。巻頭第一紙は旧包紙の一部、楮紙で「宝治元年 十一月八日以下」（江戸期写）と墨書している。つぎに本文巻頭を欠くため、当部で補紙（白紙、短冊形）を置き、以下本紙十五枚を継ぐ。本文料紙は楮斐交漉、第一紙縦二十八・九厘、横四十三・七厘。鎌倉期の筆跡で、一紙十七・二十二行、一行十八字前後。上部に二、下部に一の界線を引く。第二・四紙に内親王の藏人所日給簡の書式を縦書き横接ぎとする。最末紙は六行目まで以下余白となっている。本書は現存最古の写本で、流布本の祖である。

最後に、十九卷本『御産部類記』と本書の関係についてふれておく。十九卷本の第十六卷は、綜子内親王以下五人の皇子、皇女の誕生記を、藤原実氏、同公相の日記から抄出したものである。このうち綜子に関する『実氏公記』の宝治元年十一月八日条に「姫宮侍所始今夜也、件間事具見于頭亮記也」とあり、同二十六日条にも「姫宮又御行始、行啓已後

等、（中略）其間儀具見顯朝々臣記」と見え、とくに前者は本書の記文を指している。これとは別に、十九卷本目錄中に「宝治元年御産記一卷顯朝朝臣記」とも見える。しかし、現存十九卷本中には、この顯朝の『宝治元年御産記』はない。したがって、鎌倉期写、伏見宮旧藏の本書の存在が注目されてくるのである。たゞ、御産記とするためには、兼日、御産当日、産養等がかなりの部分抄出される必要がある。その点本書は、肝心な首部を欠いている状態であるが、現存部は侍始と五十日儀定で、御産以後の儀として御産記と無縁ではない。しかし、侍始の記文は現存墨付十五枚中十四枚におよんでおり、御産記一卷とすると、この部分の比重が大きすぎると思われる。この抄出態度がそれ以前の兼日、当日、産養等にも行われたとするとかなり大巻となる。また、十一月九日で抄出を止めているが、『実氏公記』（『御産部類記』第十六卷中）の指摘のように、十一月二十六日綜子内親王行始の記文が『顯朝朝臣記』にあったことは確実であるし、同二十八日五十日儀の当日の記文はなかったであろうか。いずれにしても御産部類記として考える場合、十一月九日で抄出を止めたのは不審である。また、現存十九卷本は、全卷同一の書写形体ではなく、一部取合わせも考えられるので確たるものではないが、本書のように上二界、下一界の書写形式のものは他にない。要するに、現状からは本書が、十九卷本中の「宝治元年御産記一卷顯朝朝臣記」に該当するとはいえないのである。何か必要があつて、綜子内親王侍始（或は十一月一日内親王宣下も）の記文を抄出したものが、たまた

ま『御産部類記』所引『実氏公記』の記文に対応することとなったと考えておきたい。本書は『御産部類記』とは直接関係しないが、それを補い、この時点の内親王家侍始の儀式の実況を伝える資料である。

凡例

一、使用漢字は、異体・略体を正字に改め、常用漢字、通行漢字等のあるものは便宜これを使用した。

一、底本の欠落部分についてのみ、当部蔵『頭朝朝臣記』天明三年柳原紀光写 一卷（柳 一二六五）で「」により補った。

一、編者の註は（ ）で示した。

一、便宜句点をうち、改丁は」で示した。

一、本文中、藏人日給簡は横向となっているが、便宜組み替えた。

（平林盛得）

（表題当部後補）

「頭朝卿記」

宝治元年十一月
綜子内親王侍始等」

（旧包紙）

「宝治元年 十一月八日以下」

（首欠）

（二献）

左馬権頭以良朝臣・前安房守仲家朝臣
以_後 房_{忠家} 大治元年実康朝臣依輕服不_{陪膳} 仍正五位下邦忠勤之_参 役送地下五位如常、次箸下_{左大升}、次

三献勸盃左衛門督_{（藤原実藤）} 地下五位伝盃、大治元
左衛門督通季卿勤之例、瓶子藏人左衛門権佐経俊

帶劔指笏、宮家司也、入左府盃了之後、經公卿座下、再後入右府盃、了退、大治元年二三献瓶子職事取之、而今度三人職事内二人為四品、通持適為五位之處、俄仍家司等取之、次居大臣菓子_{陪膳}、次中宮権亮基具朝臣_{上臈}指笏、

取簡_{（葉室顯朝）}簡上方在左、以裏為外方、持樣_{（藤原公基）}參進跪勅別当座後、覽之_{（藤原公基）}先面、次

於板敷上_{（葉室顯朝）}可覽也、而不違參_{（藤原公基）}勅別当目_{（藤原公基）}拔簪、目之後又立之歟、不見及、次進時、持樣覽之、不可然事也、

基具朝臣經公卿座南、弘庇西進、更南折、經寢殿東南簀子敷

并撰政御座前_{先卿}氣色、跪階間、奏覽之_{其儀同于}經本路退帰、寄立

簡於奥座上北障子_{南面立之、前々謂寄立座上者、向簡面於座下立之也、今立樣何年例哉、依不審相尋基具之處、為勅定云々、可尋、}

拔笏退、次藏人範昌_{（後醍醐天皇）}生年五歳云々、前皇_{后宮大進範氏子也}取簡袋、置簡下退、次予

不摺笏、此吉書_{（後醍醐天皇）}可奏上皇、而摺笏_{（後醍醐天皇）}之条、不可然歟、且殿上今朝已被渡了、旁

可有思慮、但前々人々所為不同、仍密々伺御氣色之處、仰云、可在人々存知、自

上不及被定仰、但理之所當_{（不）}可持_{（不）}覽吉書_{（不）}入宮加賀國御封米百石解_{（不）}於勅別

歟者、是已意之所在也、依不摺笏_{（不）}覽吉書_{（不）}有裏帟_{（不）}無懸帟例也、於勅別

当_{（不）}奏上皇、別当見了返給、予就寢殿南面階間奏之_{（不）}進入簾中、此次上

于大治、其人上_{（不）}別当職事卜書之、後日可令書直者、申畏承由、令見大治書、返

樣、於簡書候了、而書違之条、尤不審候、遅々之間、不及檢知之由、申上了、返

給、又下勅別当、々々即返給、予出侍所、成外題、下知家事

覽簡并吉書事、康和・治承・建久二献以後、
大治元・二年三献以後、今度隨大治例

解文并外題書樣如此_{（解文端加外題也）}
可成返抄
別当左中弁兼中宮亮藤原朝臣頭朝
加賀国司解 申進上 御封庸米事
（五六頁上段に続く）

長五尺 上広八寸 下広七寸

□永家司職事各別書之
書別当字於職事上□家司者
不載別当字、為藏人□簡、依之
限職事載別当字、頗有謂歟

□之外度々簡書様侍□在連上
又如大治書様者、侍書家司職事、堺□又無官衆載蔭子、□度
依前相国計不書、蔭位又書長界巡、理実可然歟

面書様

別当修理左宮城使正四位下行左中弁兼中宮亮藤原朝臣顯朝

正四位下行参川守藤原朝臣房名

正四位下行右近衛權中将兼中宮亮尾張介源朝臣基具

藏」人所日給

從四位上行右近衛權中将藤原朝臣公藤

從四位下行權右中弁藤原朝臣親頼

防鴨河使正五位下行左衛門權佐藤原朝臣經俊

正五位下行勘解由次官兼丹波守藤原朝臣高雅

正五位下行中宮權大進藤原朝臣資宣

正五位下行右近衛權少將源朝臣通持

御監正六位上行左衛門少尉源朝臣滿隆

侍者正六位上行左近衛將監源朝臣仲忠

藏人蔭□正六位上藤原朝臣範昌

長蔭子正六位上源朝臣義重

裏書様

前石見守正五位下中原朝臣友景

正六位上行左衛門少尉源朝臣康広

正六位上行左衛門少尉藤原朝臣基景

正六位上行左衛門少尉藤原信茂

正六位上行左衛門少尉中原範景

正六位上行右衛門少尉中原朝臣弘季

正六位上源朝臣行村

正六位上藤原朝臣康久

宝治元年十一月八日

簡袋銘書様

藏人所日給簡袋
宝治元年
十一月八日

(この頁全文次頁上段
四行目に横向で入る。)

(五四頁下段より続く)
合伯解

右 無品内親王家当年御封米進上如件、以解

宝治元年十一月八日

守從五位下藤原説実

(前頁全文横向にしてこの位置に入る。)

此間公卿起座、或退出、次諸司官人昇台盤、立侍所乍居饌昇之立此所也

合于飯許居改之云々、先例或撤本饗、更居之件或職事動、或不撤本饗、合于飯許居改之、不同、侍者仲忠取簡并袋立同

所 建久侍者季忠役藏卿相尋之間、予示其由了、前々或諸司官人便役之、或藏人勤之、藏人勤之、今度藏人幼少之間、令侍者勤之、次勅別

当復座、召予被下家司・御監等書下乍重二枚押卷給之、予給之、於中門

辺召知家事資基下之、次勅別当又基具朝臣被下職事・侍者・

藏人等書下三押卷給之、已上五枚皆書禮幣先例也、基具朝臣出侍所、召所司友景下

之基具欲下知家事之間、可下所司之由、予加諷諫了

件令旨書様

一枚家司

前々或書位

修理左宮城使左中弁兼中宮亮藤原朝臣顯朝

参川守藤原朝臣房名

權右中弁藤原朝臣親頼

防鴨河使左衛門權佐藤原朝臣經俊

宝治元年十一月一日別当、々々、奉

一枚藏人

蔭孫藤原範昌

右人宜為藏人者

宝治元年十一月一日別当、々々、奉

件等令旨康和顯隆・治承光長・寛元經俊、職事書之、大治元

年於勅別当里第書之令盛經書之云々、仍今度任大治例、於里第書之、

被隨身、予兼申定触勅別当畢

次家司予房名朝臣・經俊・資宣・親頼朝臣・高雅不参・職事基具朝臣之外不参・侍者・藏人・侍等

着侍所予着端、御監・侍長等不参、衆一人又遅参

装束儀、侍廊・母屋・四箇間・南北対座、敷紫帖八枚、其

中央立台盤、居饌子細注右、逼座上布障子、立日給辛櫃、其北立

御簡、座上下立高燈台拳燈、以座下遣戸以東為宿戸屋、件

所南妻戸、懸紺垂布、其内敷紫帖、以北庇為雜住宿、同懸

紺垂布、其内敷黄端帖、抑北庇東間、南北行敷紫帖、

座前置硯、着到等可所司座也、而當時侍所、母屋与

北庇之間、立遣戸、仍為室礼外之間、不儲此座云々

各座定以一献侍^{官持}参盃^{居折}、以所司友景呼雜仕女、仰瓶子事、衆藤原康久持参瓶子^{銚子}、予飲之、擬房名朝臣、康久往反、奥端入之衆今一人不参之間、奥端寄兩人之儀不叶之故也、侍者以下雜仕取統酌^{是又友景仰之}、次二献^{其儀同前}、次箸下^{友景申上之}、次三献^{其儀同前}、次伏箸、次友景仰罷、次家司以下起座^{自下藏先起}、次友景更着座、書着到

八日
巳丁

别当中宮權亮

左中將

右少將

侍者源仲忠

藏人藤原範昌

長源重義

前石見守正五位下中原朝臣友景

正六位上行左衛門少尉源朝臣康広

正六位上行左衛門少尉藤原朝臣基景

正六位上行左衛門少尉藤原朝臣信茂

正六位上行左衛門少尉藤原朝臣範景

正六位上行右衛門少尉中原朝臣弘季

正六位上源朝臣行村

正六位上藤原朝臣康久

合拾肆人^{未滿}
^{次日書之}宿

别当中宮權亮

左中將

右少將

侍者源仲忠

藏人藤原範昌

長源重義

康広

基景

信茂

範景

弘季

行村

康久

友景

合拾肆人^(マ)川

一卷家司

銘書樣^{家司着到}
宝治元年十一月八日

籤四面如此書之

内方書樣

家司着到 宝治元年十一月八日

八日
巳丁

左中弁

参川守

權右中弁

左衛門權佐

勘解由次官

中宮權大進

御監左衛門少尉源滿隆 合柒人^(マ)川

^{次日書之}宿

左中弁 参河守

権右中弁 左衛門権佐

勘解由次官 中宮権大進

御監左衛門少尉源満隆 合謀人川^(マ)

自今日三ヶ日、雖不参人書入之例也

次家司^{房名朝臣}着^{房名朝臣令勘御五十日々時之後着之、予依為藏人頭不着資宣}序^{房名朝臣之外、無可與奪所宛事之仁、可奏御五十日定文之、四位院司又以無之、仍所兼行兩方也}

装束儀、以御隨身所為序、南北対座敷紫帖^{借渡便}座中央居机

饗^{姫宮序}、為家司・御監等座、其末東西行敷黄端疊、為知家事

座^{但近代知家事以下不着、所役之時参進云々}懸白垂布如例^{飯用便}、北砌引纈纈幔^{件幔}

^{景沙汰、借用之}

次有盃酌、又居汁如常^{知家事役送}、次成上御封返抄、両家司加判、返

下、次知家事持^(マ)来件返抄於便所、予加暑返給了

件返抄書様

無品内親王家序 加賀国

檢納庸米佰斛事

右当年御封米檢納如件、故返抄

宝治元年十一月八日 知家事掃部権助安倍

別当修理左宮城使左中弁兼中宮亮藤原朝臣

^(前行下段の位置)
御監左衛門少尉源

参川守藤原朝臣

権右中弁藤原朝臣

防鴨河使左衛門権佐藤原朝臣

勘解由次官兼丹波守藤原朝臣

中宮権大進藤原朝臣

次覽所宛文^{入宮大間、序書儲之、旧例多載三箇事、大治依仰自正月至十二月載之、今度依被用大治例、其定載之月迫、有序始之度々者、歳内}

依無其事、自明年宛之、夏秋之間有序始之時、歳内事等載之、依其様可斟酌歟、今度十二月宮畔饗許相殘、然而於宮畔神祭等者、年中依有二箇度無初祭之時、

片祭不被行之、仍今度兼申事由、一向自明年正月載之、是又可相叶大治例、知家事資基持参之、置房名朝臣

前、随彼与奪資宣書之^{土代兼用意之、御監参仕、其人堪右筆之時可執筆也、不然之時、家司書之例也}、次書訖

授房名朝臣、次各起座、次房名^入朝臣取所宛文^入、先覽勅別

当^{在大臣座}、次付女房奏之、御覽了被返下、房名朝臣下知家事云々

不着^{不帰}序、此間撤机饗、立食床居饗、知家事以下着之、以女房被仰

下予云、所宛書様違大治、又無七日御節供如何、予申上云、

依不着序不見給、早召返可見候、但於大間者、度々書様依為

同躰、不可有殊子細候歟、七日御節供事、凡無所見候、但可

書入者随勅定、可下知候者、即被下、大治雅兼卿記被見之

処、七日御節供入之、又書様不普通、元日御節供_卜書之出、其
腋_ヲ別当_卜書之_{後々効之}、旁不審、大治或記_{不知其人載大間書様}、是普通
軀也、但如此展転書写、諸家記僻事太多、難指南歟、即召寄
資基、取返所宛文見之處、房名朝臣不書啓了由、又不書我位
暑_マ、失也、仍留之了、且明日重奏定書様以下事、可廻也
其書様

後日遣之令書入
啓訖

別当参川守藤原朝臣房名

定

明年所宛事

正月

元日御節供

別当頭朝々臣

宮咩

別当房名朝臣

十五日御粥

別当親頼朝臣

三月

三日御節供

別当経俊

五月

五日御節供

別当高雅

七月

七日御節供

別当資宣

九月

九日御節供

別当房名朝臣

十月

亥子餅

別当親頼朝臣

十二月

宮咩

別当経俊

御服所

別当

年預

別当頭朝々臣

掃部權助安倍資基

宝治元年十一月八日

次予覽知家事・案主等書下_{兼書}

_{儲之}於勅別当下資基了

其書様

正六位上行掃部權助安倍朝臣資基

可為知家事

正六位上行中務少丞紀朝臣尚憲

正六位上行治部少丞紀朝臣盛親

正六位上行大藏少丞安倍朝臣久賴

正六位上行宮内少丞紀朝臣景直

正六位上行修理少進紀朝臣康繼

正六位上行勘解由判官高橋朝臣資職

正六位上行勘解由判官安倍朝臣友広

正六位上行左衛門少志紀朝臣職光

正六位上行右衛門少志中原朝臣国光

已上可為案主

右被 仰僂、件等人宜令勤職掌者

宝治元年十一月八日別当修理左宮城使正四位下行左中弁
(前行に続く)
兼中宮亮藤原朝臣顯朝奉」

任大治例、知家事一人、案主九人被定也

侍所雜事

日給簡木工寮進之、於内匠寮者立親王日造始許也

同袋両面如常、以下品絹為裏、予仰重俊調進之

同辛櫃寛元古物加修理用之

同覆両面有裏予同調進之

朱漆八尺台盤二脚撥足寛元古物加修理用之

紫端疊十枚 黃端疊二枚 紺垂布

打銚子二口 朱漆定器大四十小八十 同鉢二口

同盤二枚 同尺子二支 鍋金輪二具

桶三口大小 杓二支 飯櫃二合

汲部二 呂子一覆 定器櫃一合

燈台二本

疊以下雜具姫宮職事基具・公藤等朝臣配分調進云々

雜仕裝束二具内々前相国沙汰之、度々例三具也而寛元度就承曆例二具給之云々

硯墨筆水入 着到籤已上兩物并進之

庁鋪設雜具、予取要物少々致沙汰、自余略之、強不可事闕之

故也、雜仕裝束二具、同内々沙汰也

已上雜事、姫宮庁兼日作上文書、就之」或依旧規、或任近

例、折中予所催沙汰也

今夜任大治元年例、於院殿上被定御五十日雜事、藏人左衛門

權佐經俊奉行也、其儀以侍所以西子午廊東面三箇間為院御方

殿上、北上對座、敷紫端疊、其中央立台盤二脚其内有切台盤一脚、依座狹立二脚

也、副座下東壁立簡、辛櫃等如常、座上下拳燈、時剋院司公

卿四条大納言隆親・中宮大夫公親雖輕服不被憚之・新中納言公光・左大弁經光

大藏卿等着座定嗣、中宮大夫一人着輿、大納言召房名朝臣、仰姬宮御五十日

日時可令勘申之由、房名退、仰内匠頭賀茂在盛朝臣令勘之、

即取之入筥、猷大納言退帰、次依大納言命、藏人憲説檢非違使

参硯・続帑件硯居柳筥、例文一卷大治統帑二卷・土代等盛加之、置新中納言前、次立切燈台

憲説於座下、当新中納言前、台盤撤本燈台、次新中納言取例文、授大納言、次

摺墨染筆、卷返続」帑、置座前、取笏気色、大納言被目、次

納言書之大治夷行卿書之例也、亜相与奪之、書畢納言伝大藏卿先是左大升退出依有官奏也、

大藏卿見之大藏卿云、載殿上人於定文、大治ニハ為女院殿上人、今度以殿上人可替宮司歟、且御座七夜定之時如然云々、而藏人仰云、貞永度

猶載殿上人由云々、仍不被改之、彼度例不及被准用歟、次第見上之、次大納言入加定文并日時

於一筥、召房名朝臣被奏上皇、今度被召留御所、大治如此、

不被返下云々

今日被請印親王并長田稻等官符、上卿新中納言・少納言長明

鹿食、一昨日満七ケ日、不及憚之由、師兼申之、等参行

九日、陰晴不定、入夜雨下、未剋参殿下、(藤原兼経)以在章朝臣内覽藏

人方文書、又申氏院雜事、次参院今出川殿、伝奏兩卿不参、謁申前

(藤原実氏)相国之次、可申入之由有命、仍奏所宛文間事云、正月七日御

節供入大間之条、更不勘得先例、但雅兼」卿記已分明也、就

彼所見猶可被入歟、所詮可在勅定、兼又御持僧并御修法勤行

事共、円満院僧正所申領状候也者、仰云、御節供事只可依普通例、不被入有何事哉、僧正兩条申領状之由聞食

(余白)